

国際金融規制改革の最近の動向について

平成28年2月8日

金融庁総務企画局総務課国際室

目次

1. 国際的な金融規制に関する議論
2. 国際的な課題への戦略的な対応ー金融行政方針よりー
3. バーゼル規制
4. Too big to fail (TBTF)問題への対処
5. シャドーバンキング
6. 店頭デリバティブ規制改革
7. アジアとの金融技術協力

1. 国際的な金融規制に関する議論

金融危機後の国際的な金融規制改革に関する議論①

リーマンショック(2008年9月)
世界的な金融危機へ発展



G20首脳会合(2008年11月ワシントン～)
危機防止のための金融規制改革の推進

1. ワシントン・サミット(2008年11月)

金融危機を受け、金融市場の改革のための共通原則(①透明性及び説明責任の強化 ②健全な規制の拡大(金融システムにおいて重要な全ての金融機関への適切な規制を確保) ③金融市場における公正性の促進 ④国際連携の強化 ⑤IMF等の国際金融機関の改革)への合意と、それらとの整合的な政策の実施にコミットすることに合意。

2. ロンドン・サミット(2009年4月)

中長期的な規制再構築の観点から、監督カレッジの設置等の国際的な連携強化、マクロ健全性上のリスクに対応する規制システムへの改編、金融システム上重要な全ての金融機関(シャドーバンキングを含む)を規制・監督の対象とすること等に合意。

3. ピッツバーグ・サミット(2009年9月)

金融規制・監督の強化のため、銀行の自己資本の量と質の改善のための国際的ルール策定、2010年10月までのシステム上重要な金融機関への措置の検討及び2012年末を期限とする店頭デリバティブ市場改革の実施等に合意。

4. トロント・サミット(2010年6月)

これまでのサミットで合意された金融セクター改革のコミットメントの達成(強固な規制枠組み、実効的監督、破綻処理及びシステム的な機関に対する対処)を誓約。また、それらの完全な実施のために、透明性のある国際的な評価及びピア・レビューにコミット。

5. ソウル・サミット(2010年11月)

シャドーバンキングへの規制・監視の強化に向けた提言の策定等に合意。また銀行の自己資本及び流動性の新たな枠組み(バーゼルⅢ)の承認とその2013年からの段階的实施にコミットし、システム上重要な金融機関の改革枠組みの策定プロセスを承認。

金融危機後の国際的な金融規制改革に関する議論②

6. カヌヌ・サミット(2011年11月)

グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)に対する包括的な政策枠組み(2016年からの追加的資本要件等)に関するFSB協調枠組みを承認。シャドーバンキング・システムに対する規制と監視の強化に合意し、提言の策定に向けた作業計画を承認。

7. ロスカボス・サミット(2012年6月)

バーゼル規制、G-SIFIsの枠組み、シャドーバンキング、店頭デリバティブ市場改革等のこれまでの進展を認識し、作業の完遂にコミット。

8. サンクトペテルブルク・サミット(2013年9月)

金融危機後の5年間の取り組みを高く評価する一方で、未だ必要な改革は終結していないとの認識に立ち、更なる推進に合意。シャドーバンキングの更なる監視・規制に向けた行動及び期限を記載したロードマップに合意。

9. ブリスベン・サミット(2014年11月)

金融危機への対応としての金融規制改革は概ね達成したことを確認。新たなリスクに注意を払いつつ、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の総損失吸収力(TLAC)等、残された規制改革の最終化と合意した事項の完全実施に取り組むことに合意。

10. アンタルヤ・サミット(2015年11月)

TLACの最終化等、金融規制改革の中核的な要素を更に完了させたことを確認。新たに生じつつあるリスク・脆弱性の監視・対処の必要性に合意。これまで合意された規制枠組みの完全かつ統合的な実施にコミットしつつ、意図せざる影響への対処を含め、規制改革の実施と影響等を引き続き監視・評価することに合意。

金融危機を受けた国際交渉の枠組み

G20(首脳会合・財務大臣中央銀行総裁会合)

FSB
(金融安定理事会)

- ・G20諸国等の財務省・中央銀行・監督当局及び国際機関等をメンバーとする、国際的な金融安定上の課題を議論する場。
- ・事務局はスイス・バーゼル(当庁からも事務局に職員を派遣)。
- ・2009年設立。2013年法人格取得。



BCBS
(バーゼル銀行監督委)

- ・各国・地域の銀行監督当局や中央銀行等から構成されている国際機関。
- ・バーゼルⅢなど、銀行に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- ・事務局はスイス・バーゼル。
- ・1975年設立。

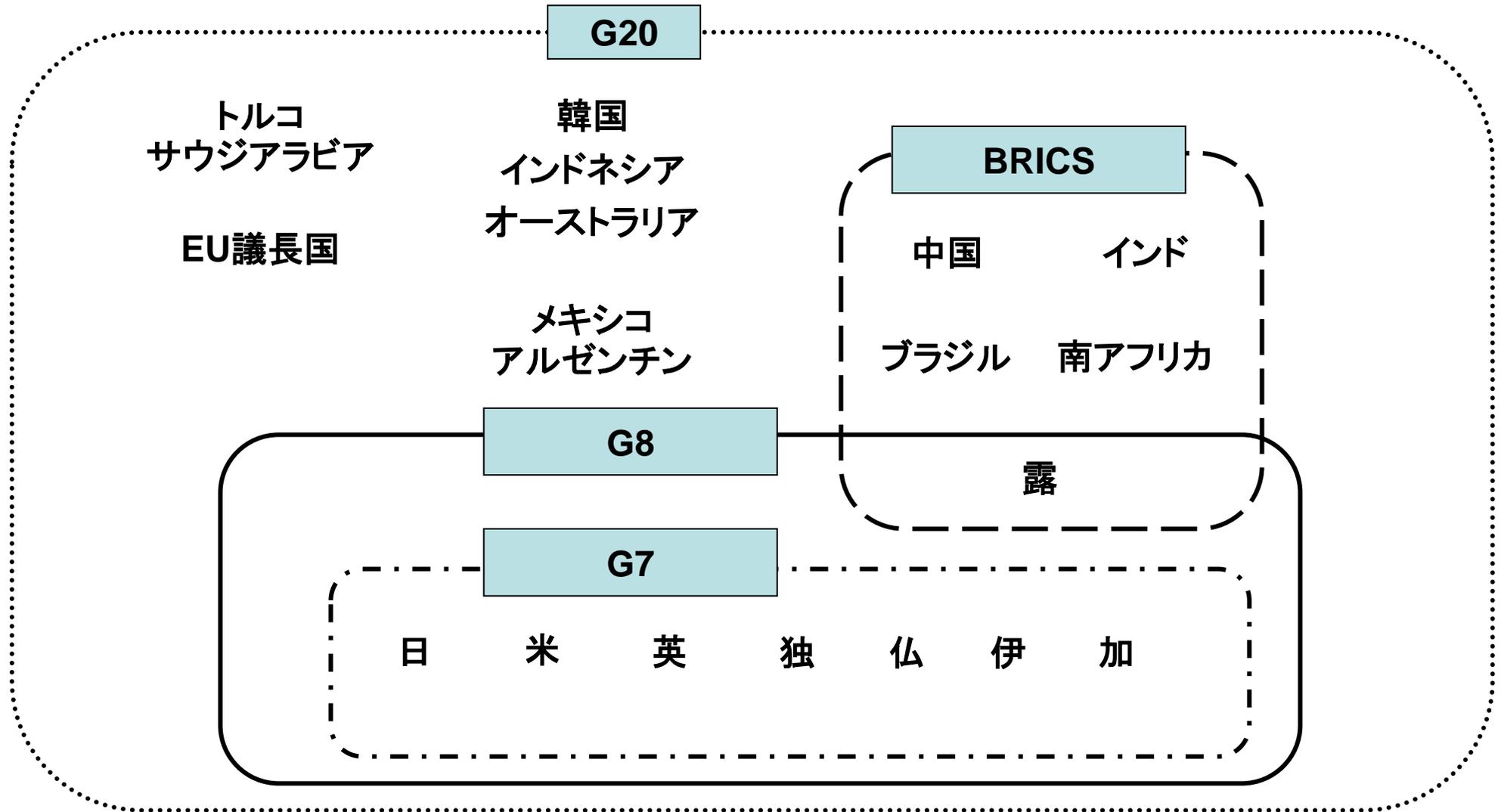
IOSCO
(証券監督者国際機構)

- ・各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。
- ・証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- ・主要な意思決定を行うのは代表理事会。
- ・事務局はスペイン・マドリッド(当庁からも事務局に職員を派遣)。
- ・1983年設立。

IAIS
(保険監督者国際機構)

- ・各国・地域の保険監督当局等から構成されている国際機関。
- ・国際的な保険監督に関するルールを策定、保険監督者の協調を促進。
- ・主要な意思決定を行うのは執行委員会。
- ・事務局はスイス・バーゼル(事務局長は日本の河合美宏氏。日本からは、この他にも当庁等より事務局に職員を派遣)。
- ・1994年設立。

G7とG20の関係



1. G20アンタルヤ・サミット首脳宣言(2015年11月15-16日)

「金融機関の強じん性の強化及び金融システムの安定性の向上は、成長及び発展を支える上で極めて重要」
「グローバル金融システムの強じん性を向上させるため、我々は、金融規制改革の課題の中核的な要素を更に完了させた。」

2. 2015年の主な成果と今後の課題

① 残された規制改革の最終化

(主な成果) 巨大銀行の総損失吸収力(TLAC)の最終化

(今後の課題) 中央清算機関(CCP)の強じん性・再建計画・破綻処理可能性に関する作業等

② 過去の合意の適時、完全かつ統合的な実施

(主な成果) 規制改革の実施と影響に関するFSBの最初の年次報告書の策定

(今後の課題) 意図せざる影響への対処を含め、規制改革の実施と影響等を引き続き監視・評価
店頭デリバティブ改革の実施に関し、国・地域に対し、相互の規制に委ねることを奨励

③ 新たなリスクへの監視及び対処

(今後の課題) シャドーバンキング等の新たなリスクを引き続き監視、必要に応じ対処

コルレス銀行サービスの減少について、適宜評価し対処

(参考) G20アンタルヤ・サミット(2015年11月15-16日)
首脳宣言(金融規制部分抜粋)

13 金融機関の強じん性の強化及び金融システムの安定性の向上は、成長及び発展を支える上で極めて重要である。グローバル金融システムの強じん性を向上させるため、我々は、金融規制改革の課題の中核的な要素を更に完了させた。特に、我々は、「大きすぎて潰せない」問題の終結に向けた重要なステップとして、グローバルなシステム上重要な銀行の総損失吸収力(TLAC)についての共通の国際基準を最終化した。我々はまた、グローバルなシステム上重要な保険会社の資本上乘せ基準の最初のバージョンに合意した。

14 より強固で、かつ、より強じんな金融システムを構築するために、決定的に重要な作業が残っている。特に、我々は、中央清算機関の強じん性、再建計画及び破綻処理可能性に関する更なる作業に期待し、また、FSB(金融安定理事会)に対して、我々の次回会合までに報告することを求める。我々は、その多くが銀行セクター外で発生する可能性がある、金融システムにおいて新たに生じつつあるリスク及びぜい弱性を引き続き監視し、必要に応じ対処する。この点に関し、我々は、市場型金融の強じん性を確保するため、そのシステミック・リスクに見合うような方法で、シャドーバンキングの監視・規制を更に強化する。我々は、コルレス銀行サービスの減少について、適宜評価し及び対処することに関する更なる進捗を期待する。我々は、国・地域に対し、サンクトペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励することを含め、店頭(OTC)デリバティブ改革の実施における更なる進捗のための我々の取組を加速する。将来に向けて、我々は、合意されたスケジュールに沿って、グローバルな金融規制枠組みを完全に、かつ、統合的に実施することにコミットしており、各国・地域間でばらつきのある実施を引き続き監視し、これに対処する。我々は、改革の実施及びその影響に関するFSBの最初の年次報告を歓迎する。我々は、引き続き、グローバルな規制枠組みの頑健性を見直し、かつ、特に新興市場・発展途上経済(EMDEs)に対する、重大で意図せざるいかなる影響にも対処することを含め、規制改革の実施及び影響並びに我々の全体的な目的とそれらとの継続的な整合性を監視し、評価する。

2. 国際的な課題への戦略的な対応 —金融行政方針より—

国際的な課題への戦略的な対応

- 2008年の世界的な金融危機後、毎年新たな金融規制が提案され、規制強化の動きが継続。
- こうした規制の副作用(規制強化が成長資金の供給に及ぼす影響)や予期せざる影響(シャドーバンキングの肥大化、市場における流動性低下)も懸念される。
- 金融機関の活動や取引のグローバル化に対応し、監督当局間の国際協調・連携の更なる推進が必要。

具体的重点施策

- 国際的な金融規制改革の取組みに関して戦略的に対応する。
 - 経済成長と金融システムの安定との両立を確保し、規制の複合的な効果による悪影響等にも配慮した、全体として最適な金融規制の構築を推進すべく、国際的な場で積極的に発信・貢献
- 国際的なネットワーク・金融協力を強化する。
 - 金融機関のグローバル展開が進む中、監督協力ネットワークを強化
 - 金融機関等のクロスボーダーの相互進出支援を含む、アジア諸国等との金融協力を更に強化
 - 我が国金融・資本市場の魅力をグローバルに発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター(仮称)」に改組

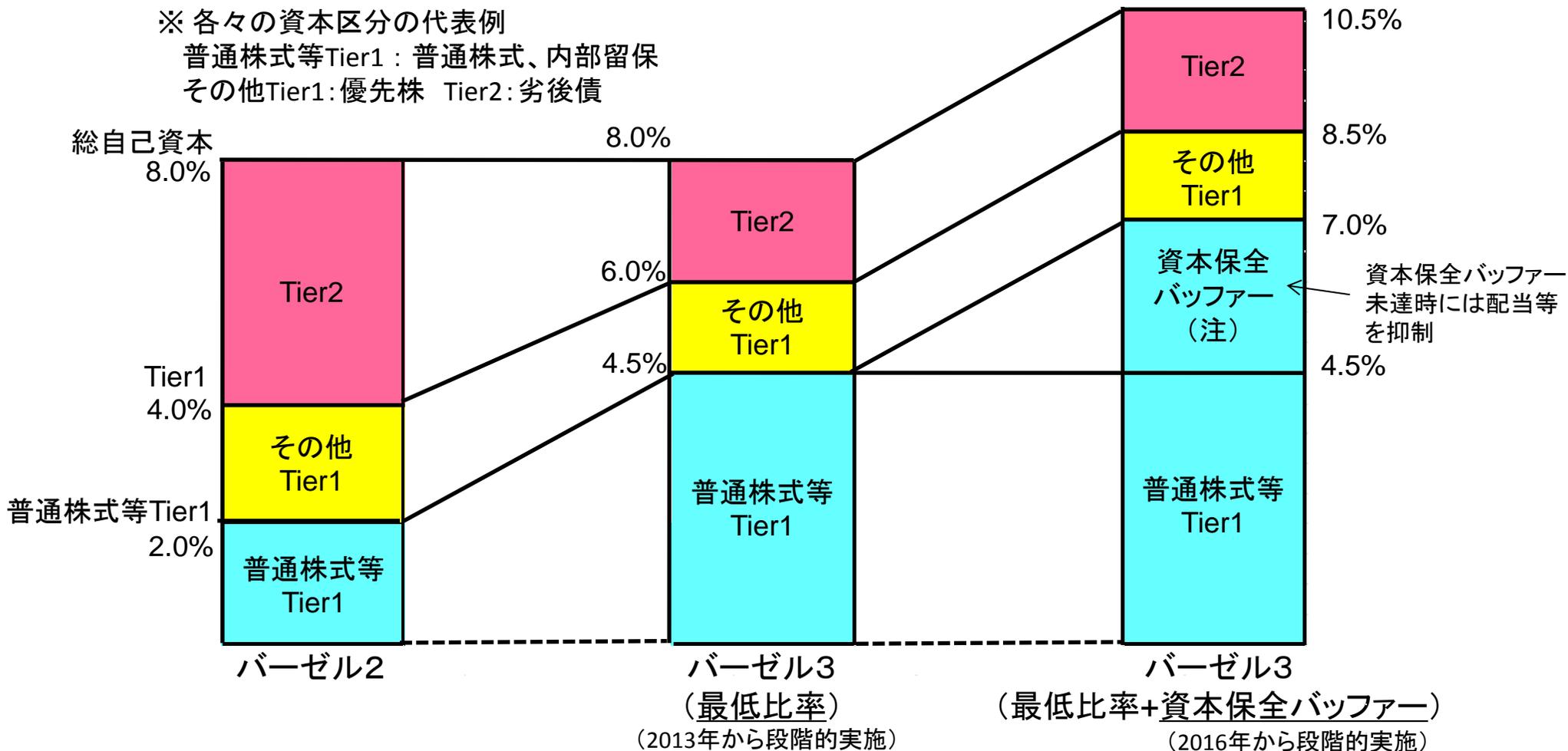
3. バーゼル規制

(自己資本比率規制)自己資本の質・量の向上①

- 銀行の健全性確保の観点から、銀行に対して、十分な自己資本の保有を義務付け。
- バーゼルⅢでは、銀行の健全性を更に高める観点から、自己資本の質の向上、量の強化を企図。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{総自己資本}}{\text{資産額} \times \text{リスクに応じた掛け目(ウェイト)}}$$

※ 各々の資本区分の代表例
 普通株式等Tier1：普通株式、内部留保
 その他Tier1：優先株 Tier2：劣後債

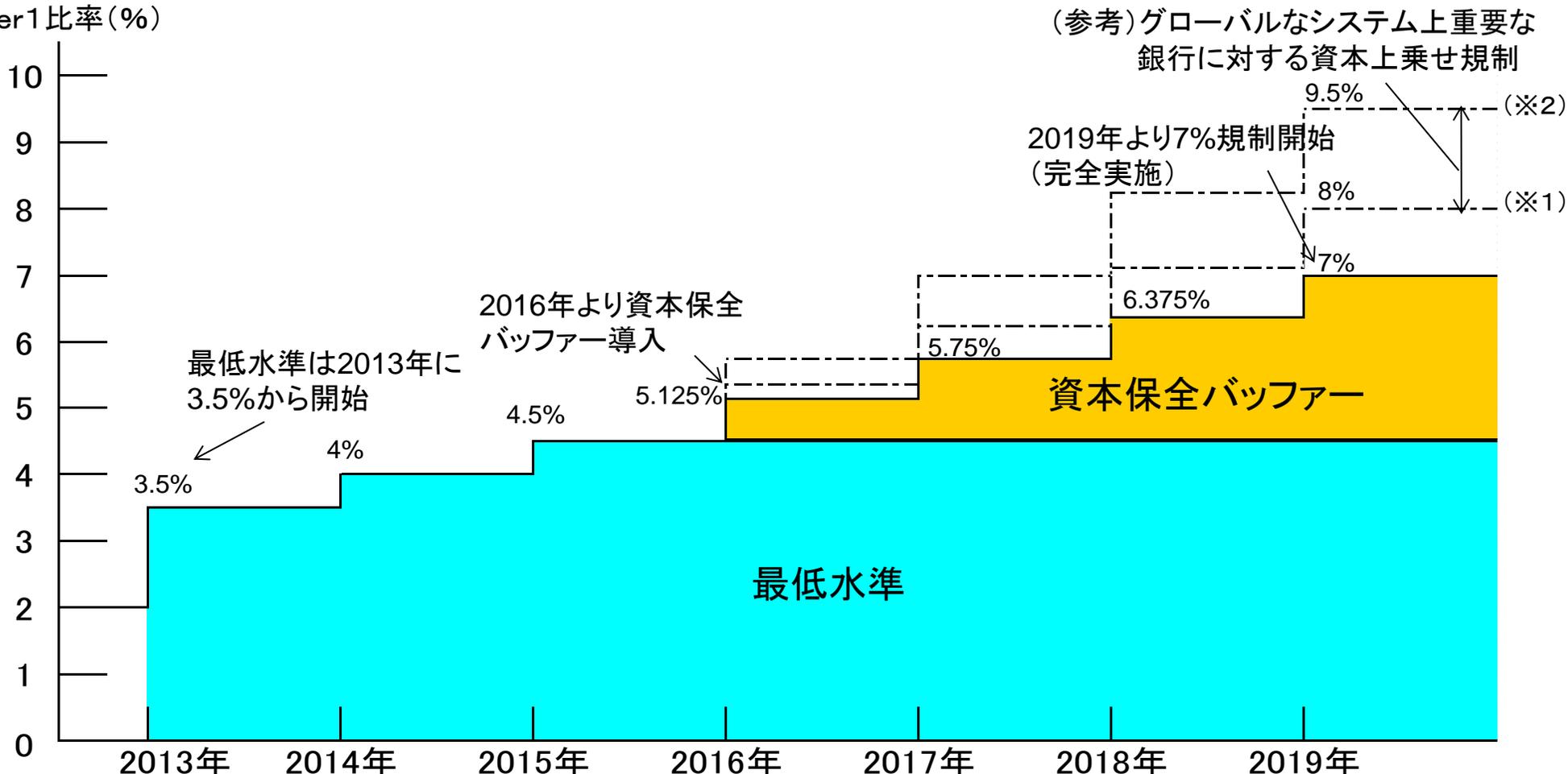


(注) 資本保全バッファ：不測の事態で経営が悪化した際に、取り崩すことが可能な緩衝材(バッファ)の保有を求めるもの。普通株式等Tier1で2.5%

(自己資本比率規制)自己資本の質・量の向上②

◇ 2013年～2019年の段階的実施のイメージ(普通株式等Tier1比率のみ)

普通株式等
Tier1比率(%)



(注1) このほか、カウンターシクリカルな資本バッファ (0~2.5%) が上乗せとして課されうる。これは、貸出等が過剰に増加している時期に、将来の損失発生期に備え、普通株式等Tier1又はその他損失吸収力の高い資本の積立てを求めるもの。

(注2) G-SIBサーチャージについては、2016年から2019年にかけて、1~2.5%上乗せされる。(※1)はサーチャージが1.0%上乗せされた場合。(※2)はサーチャージが2.5%上乗せされた場合。

自己資本比率規制／TLAC

- ・ グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力(TLAC)(最終化済、2019年実施予定)
⇒TLAC(既存のバーゼル規制資本+その他適格負債等の合計)が、自己資本比率の分母比で2019年に16%、2022年に18%、レバレッジ比率の分母比で2019年に6%、2022年に6.75%以上となるよう確保。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}}$$

- ・ 標準的手法の見直し
(2015年12月:第2次市中協議文書公表)
- ・ 証券化商品の資本賦課枠組みの見直し
(2016年前半:最終化予定、2018年実施予定)

- ・ 銀行勘定の金利リスク
(2016年内:最終化予定)
- ・ トレーディング勘定の抜本の見直し
(2016年1月:最終化済、2019年実施予定)

- ・ 標準的手法の見直し
(近々、第2次市中協議文書公表予定)

- ・ 資本規制の簡素さ・比較可能性の向上(内部格付手法(IRB)の見直し等)
- ・ 所要自己資本の下限(フロア)の見直し

レバレッジ比率

- ・ レバレッジ比率(2015年から開示、2018年から第1の柱へ移行することを視野に検討中)

流動性規制

- ・ 流動性カバレッジ比率(LCR)(最終化済、2015年実施)
- ・ 安定調達比率(NSFR)(最終化済、2018年実施予定)

(目的)

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- 簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{資本(新定義のTier1)}}{\text{エクスポージャー(オンバランス項目+オフバランス項目)}}$$

(基準の見直し)

- レバレッジ比率3%以上を目安として、2013年1月から2017年1月まで試行計算を実施。2015年1月から銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示を開始。
- 2016年1月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)において、最低水準をTier1資本比3%とすることで合意。グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対する追加的な要件について今後議論。
- 2018年1月までに第1の柱として実施すべく、2016年中にレバレッジ比率のデザイン(上記計算式の分子や分母の定義)や水準について最終的な調整を行う予定。

① 流動性カバレッジ比率(LCR:Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

- 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を保有することを求めるもの。

(基準の概要) 2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる資金流出額}} \geq 60\% \Rightarrow 100\%$$

(2015年) (2019年)

② 安定調達比率(NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

- 売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求めるもの。

(基準の概要) 2018年から実施見込み

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

4. Too big to fail(TBTF)問題への対処

システム上重要な金融機関

- 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大き過ぎて潰せない」モラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions: SIFIsーシフィーズ）について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

	グローバルな システム上重要な金融機関	国内の システム上重要な金融機関
銀行	2011年11月カンヌ・サミットで合意 年に1回G-SIBsの暫定リストを公表	2012年10月に枠組みを公表 2015年12月にD-SIBsを指定
保険	2013年よりG-SIIsリストを年次公表。 G-SIIs選定手法見直しに係る市中協 議を実施し、今年1月25日に終了。	未定
その他	市場インフラや <u>その他銀行・保険会社 以外の金融機関(※)</u> について検討中	未定

※ FSBは、2015年7月、資産運用業の活動がもたらす金融安定リスクに係る現在の作業が完了するまで、銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関(NBNI G-SIFIs)の選定手法の最終化を延期することを発表した。

グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)

G-SIBsリスト (2015年11月公表)

※2014年度末データを元に算出

【バケット5 (3.5%)】

—

【バケット4 (2.5%)】

HSBC (英)
JPモルガン (米)

【バケット3 (2.0%)】

バークレイズ (英)
BNPパリバ (仏)
シティグループ (米)
ドイツ銀行 (独)

【バケット2 (1.5%)】

バンク・オブ・アメリカ (米)
クレディ・スイス (スイス)
ゴールドマン・サックス (米)
三菱UFJフィナンシャルグループ (日)
モルガン・スタンレー (米)

【バケット1 (1.0%)】

中国農業銀行 (中)
バンク・オブ・チャイナ (中)
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (米)
中国建設銀行 (中)
BPCE (仏)
クレディ・アグリコル (仏)
中国工商銀行 (中)
ING (蘭)
みずほフィナンシャルグループ (日)
ノルディア (スウェーデン)
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド (英)
サンタンデール (西)
ソシエテ・ジェネラル (仏)
スタンダード・チャータード (英)
ステート・ストリート (米)
三井住友フィナンシャルグループ (日)
UBS (スイス)
ユニクレディト (伊)
ウェルス・ファーゴ (米)

(バケット内 アルファベット順)

計30行

(注) G-SIBsは、各区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に上乗せした自己資本を求められる。
2016年から段階的に実施され、2019年から完全実施される予定(今回のリストは2017年に利用。リストは毎年更新)。

グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)

G-SIIsリスト (2015年11月公表)

Aegon N.V. (蘭)

Allianz SE (独)

American International Group, Inc. (米)

Aviva plc (英)

Axa S.A. (仏)

MetLife, Inc. (米)

Ping An Insurance (Group) Company of China, Ltd. (中)

Prudential Financial, Inc. (米)

Prudential plc (英)

(アルファベット順)

計9社

(注1) 2014 年末時点のデータと2013 年7 月にIAISが公表した手法を用いて特定。

(注2) G-SIIsのリストは毎年更新され、各年の11月にFSBから公表。

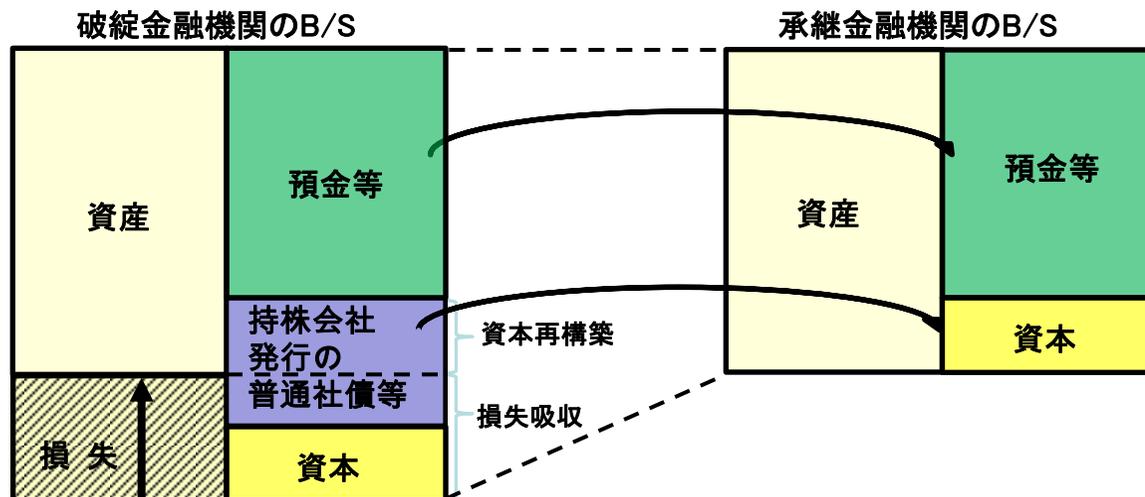
(注3) 再保険会社の取扱いは、未定。

TBTF問題に関する国際合意の概要

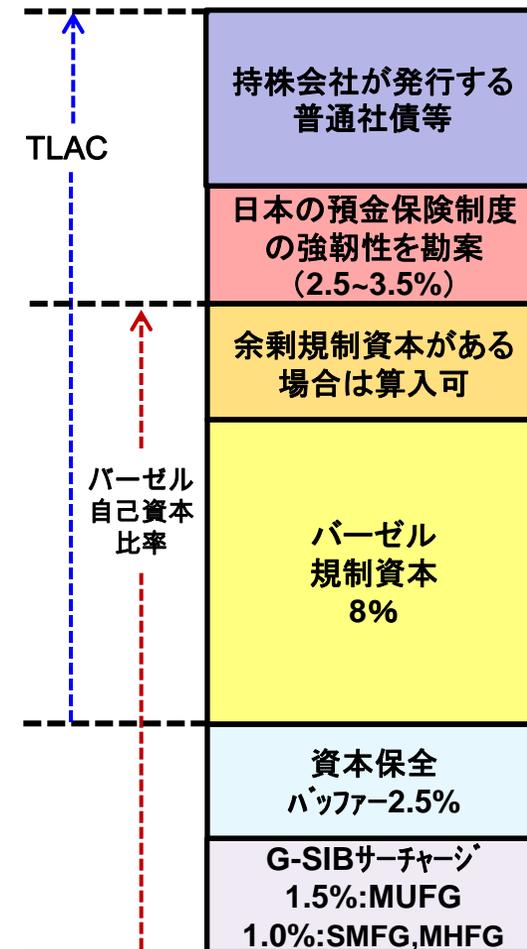
TLAC: Total Loss Absorbing Capacity: 巨大銀行に対して、破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取り組み。「大き過ぎて潰せない(TBTF)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、2013年G20サミットの要請を受け、2015年11月にFSB(金融安定理事会)が規制内容(国際合意)を公表。

- 規制対象: グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: 我が国では3メガのみ)。
- 適格性: 持株会社が発行する普通社債等
- 最低水準:
 - ① 連結ベースRWA(リスクアセット)比: 2019年1月: 16%、2022年1月: 18%
(市中協議では2019年以降に16~20%とされていた。)
 - ② レバレッジ比率規制の分母比: 2019年1月: 6%、2022年@1月: 6.75%
- 預金保険制度: 2019年1月よりRWA比で2.5%、2022年1月からはRWA比3.5%を算入可。
(市中協議では2.5%またはそれ以上とされていた。)

(参考)破綻時の損失吸収力を用いた破綻処理のイメージ



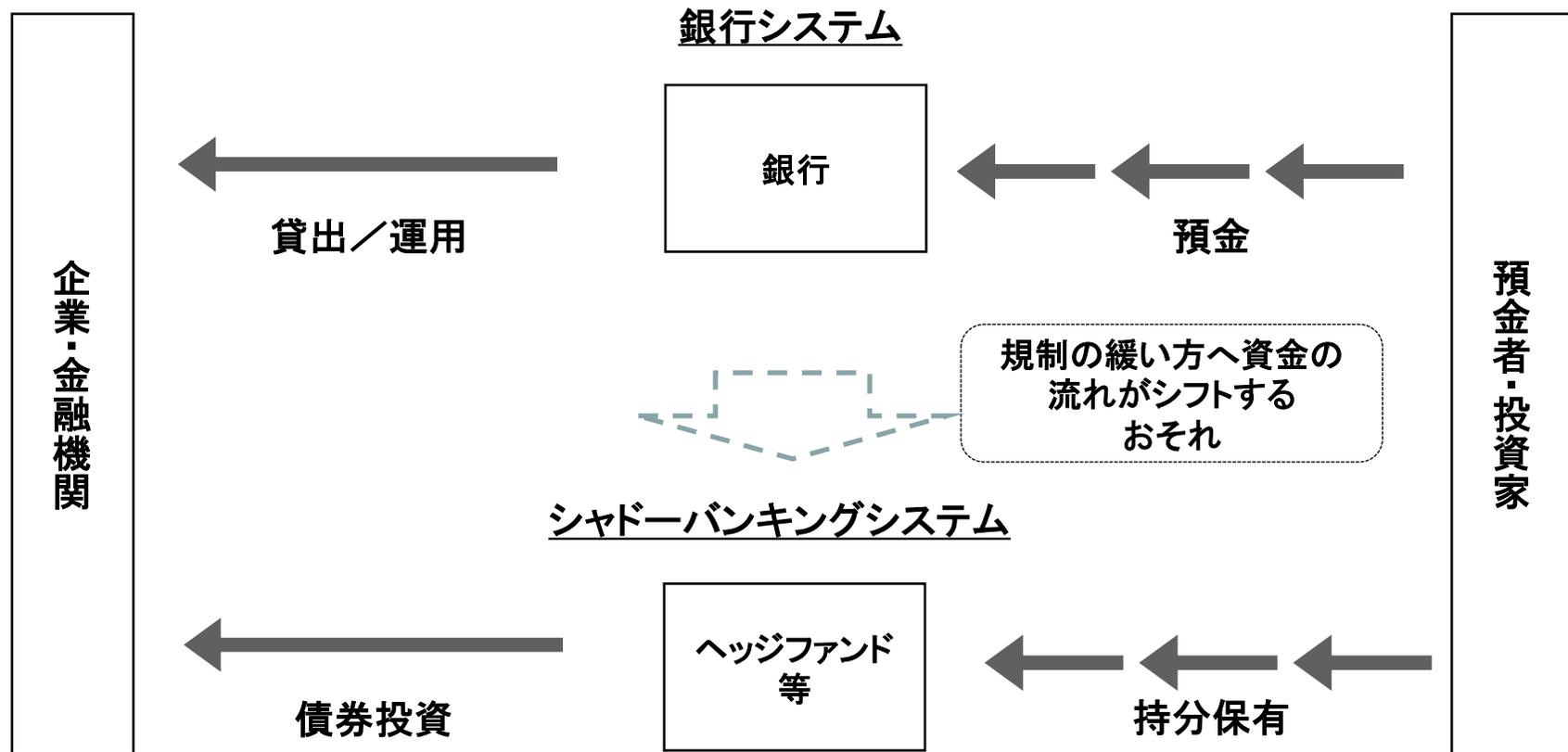
TLACの構成と適用のイメージ(RWAベース)



5. シャドーバンキング

シャドバンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)①

- ヘッジファンド、MMF(マネー・マーケット・ファンド)など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動(シャドバンキング)のシステムック・リスクに対する規制・監視のあり方を検討中。



ヘッジファンド: 少人数の投資家から資金を集め、積極的にリスクを取り、高収益を目指すファンド。

MMF : 信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債を中心に投資を行うファンド
(預金に代わる安全性の高い資金運用先として認識されている)。

シャドーバンキング②

G20ブリスベン・サミット首脳宣言(抜粋)

「シャドーバンキングに係る枠組みの達成に関して進展があり、我々は、更なる取組のために更新されたロードマップを承認する。我々は、銀行とノンバンクとの間のリスク経路を縮小する措置に合意した。」

G20アンタルヤ・サミット首脳宣言(抜粋)

「我々は、市場型金融の強じん性を確保するため、そのシステムミック・リスクに見合うような方法で、シャドーバンキングの監視・規制を更に強化する。」

<2011年11月カンヌ・サミットにおいて合意された5つのシャドーバンキングの検討分野の進捗状況>

① 銀行のシャドーバンキングへの関与 (バーゼル銀行監督委員会) [最終規則文書を公表]

- 銀行のファンド向け出資・大口エクスポージャーに関する規則文書をそれぞれ最終化。

② マネー・マーケット・ファンド (IOSCO) [2012年10月に最終報告書を公表]

- MMFに関連するシステムミックリスクを削減するための政策措置を提言。

③ 他のシャドーバンキング主体 (FSB) [2013年8月に最終報告書を公表]

- MMF以外の多様なシャドーバンキング主体のリスクを把握するために必要なデータ収集・モニタリングのあり方やそれぞれの経済的な機能に伴い保有するリスクに着目した政策措置を提言。

④ 証券化商品 (IOSCO) [2012年11月に最終報告書を公表]

- 証券化商品の組成者に対する適切なインセンティブの付与や、情報の適切な開示等を提言。

⑤ レポ・証券貸借取引 (FSB) [2015年11月に最終報告書を公表]

- レポ・証券貸借取引から生じるシステムミックリスクの抑制のために必要な政策措置を提言。

6. 店頭デリバティブ規制改革

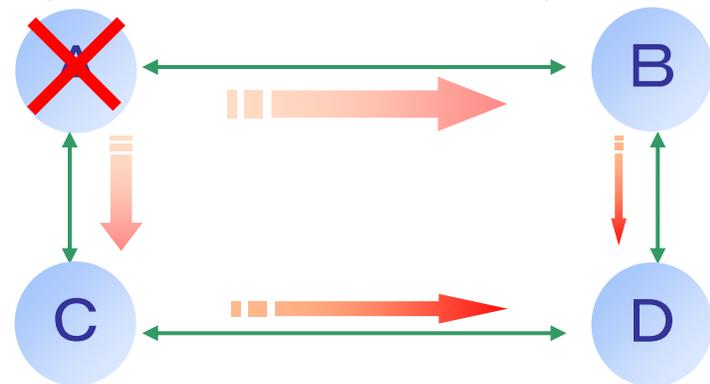
店頭デリバティブ規制改革①

1. 清算集中義務と証拠金規制

G20の要請による規制改革

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引については、中央清算機関を利用（清算集中義務）。
- ② 中央清算機関を利用しない店頭デリバティブ取引については、取引参加者が証拠金（担保）を授受（証拠金規制）。

金融危機時のデリバティブ市場の問題点



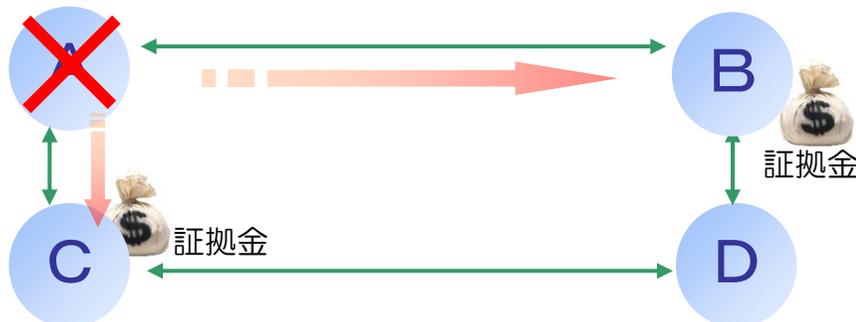
市場の誰かが破綻した場合、取引相手を通じてその影響が伝播する可能性（）

① 清算集中義務 2012年11月より施行



中央清算機関の利用が促進され影響の波及を遮断

② 証拠金規制 2016年9月より施行予定
(日本の規制第二次案は2015年12月に公表)



市場の誰かが破綻しても、取引相手は証拠金を受領しているため、取引相手を通じた影響の伝播は回避

2014年11月 G20ブリスベン・サミット首脳宣言

「デリバティブ市場をより安全にするための我々の改革は、金融システムにおけるリスクを低減させる。」

「我々は、規制当局に対し、合意されたG20のデリバティブ改革の迅速な実施における更なる具体的な進展の達成を要請する。我々は、国・地域が、サンクトペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励する。」

2015年11月 G20アンタルヤ・サミット首脳宣言

「特に、我々は、中央清算機関の強じん性、再建計画及び破綻処理可能性に関する更なる作業に期待し、また、FSB（金融安定理事会）に対して、我々の次回会合までに報告することを求める。」

「我々は、国・地域に対し、サンクトペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励することを含め、店頭（OTC）デリバティブ改革の実施における更なる進捗のための我々の取組を加速する。」

(参考)G20サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言(2013年9月)

我々は、合意されたOTCデリバティブ改革を実施すべく加盟国が確認した行動やコミットしたスケジュールを含め、OTCデリバティブ改革の進捗状況をまとめたFSB報告書を歓迎する。我々は、残る規制の抵触、不整合、ギャップ及び重複の解決に向けた大きくかつ建設的な一歩として、OTCデリバティブ改革に係るクロスボーダー問題に関する、主要当局による直近の一連の合意を歓迎し、枠組みが整備され評価が可能となった時点で、これらの合意が早急に実施されることを期待する。我々は、国・地域及び規制当局が、本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、国によって差別されることなく相互の規制及び執行枠組みの質により正当化されるときは、相互の規制に委ねることを可能とすべきとの見解で一致する。我々は規制当局に対して、FSBおよびOTCデリバティブ規制当局者グループと協力して、クロスボーダー規制枠組みの重複や規制回避に関する残る問題を解決するためのスケジュールを報告するよう求める。

2. その他の主な作業

中央清算機関(CCP) 作業計画

➤ FSBは、CPMI(決済・市場インフラ委員会)、IOSCO、BCBSの各委員会と共に、以下の主要事項の棚卸し作業等を含むCCPに関する作業計画を実施しているところ。

- ① 損失吸収力、流動性、ストレステストを含む強じん性(Resilience)
- ② 再建(Recovery)
- ③ 破綻処理(Resolution)レジーム
- ④ CCPとその参加者のグローバルな相互連関(Interconnections)を分析

取引情報蓄積機関(TR)

➤ TRの情報集約の促進につき、FSB AFSG(取引情報集約に関する実現性調査会合)の最終報告書(2014年9月)にて、共通の固有商品識別子(UPI)、固有取引識別子(UTI)の策定等が提言され、CPMI-IOSCOの作業部会(Harmonization Group)にて検討している。

7. アジアとの金融技術協力

アジア諸国との金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）の状況

モンゴル

銀行	モンゴル中央銀行	2014年 6月署名
証券	モンゴル 金融規制委員会	2014年 1月署名
保険		

ベトナム

銀行	ベトナム国家銀行	2014年 6月署名
証券	ベトナム 国家証券委員会	2014年 3月署名
保険	ベトナム財政省	2014年 6月署名

ミャンマー

証券	ミャンマー財務省	2014年 1月署名
保険		

フィリピン

銀行	フィリピン中央銀行	2014年 12月署名
----	-----------	----------------

タイ

銀行	タイ中央銀行	2014年 5月署名
証券	タイ証券取引委員会	2014年 2月署名
保険	タイ保険委員会	2014年 8月署名
銀証保	タイ財務省	2014年 7月署名

カンボジア

銀行	カンボジア中央銀行	2015年 6月署名
証券	カンボジア 証券取引委員会	2015年 6月署名

インドネシア

銀行	インドネシア金融庁	2014年 6月署名 (※)
証券		
保険		

(※)2013年10月に署名した金融技術協力に係るEoLを2014年6月に更新。

アジア金融連携センター(AFPAC)

【目的】

- アジアの金融・資本市場の諸課題や技術支援のあり方を共同研究、金融インフラ整備支援に活用
- 各国の金融規制当局との協力体制を強化し、本邦企業・金融機関の円滑な事業展開に貢献
- 国際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信

【活動内容】

- 平成26年4月設置。同年7月より、アジア諸国等の金融当局者（将来の当局幹部候補）を研究員として順次招聘。
 - 各研究員の関心分野に応じ、実務研修を含む個別に対応した研修プログラムを提供（期間は原則2～3ヶ月）。
 - 共同作業・研究の成果は、セミナーやシンポジウムで公表するほか、各国の金融インフラ整備支援への活用や国際金融規制改革の議論への反映など、実務にも活用。
 - 招聘プロセス、研修や研究を通じ、各国当局との関係を強化し、強固な協力関係を構築。
- ⇒ 今後、「グローバル金融連携センター（GFAPAC）」への改組・受入対象地域の拡大（中東やアフリカ、中南米も対象に追加）を予定。

【受入実績】（平成26年7月～現在）

- インド、ウズベキスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス（9カ国）の金融当局者計39名（銀行22名、証券13名、保険4名）。